

1 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 量の見込みの算出と確保の内容の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握したうえで、令和7年度を始期とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和5年12月に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みと確保の内容を設定しています。

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、需要動向の把握や施設整備などを円滑に進めるためには、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、区域としてある程度広い範囲を考慮していくことが望ましいこと、また今後の子どもの数の増減を踏まえて、保育ニーズに対応していくには広域での調整が求められることから、本市では、教育・保育提供区域について、市全域を1区域としてとらえます。

(3) 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保内容

単位(人)

					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																																																																												
児童数推計(参考)		3～5 歳			1,152	1,084	1,077	1,035	994																																																																																																												
		2 歳			370	341	337	333	329																																																																																																												
		1歳			348	344	340	336	332																																																																																																												
		0歳			318	316	314	312	310																																																																																																												
		合計			2,188	2,085	2,068	2,016	1,965																																																																																																												
量の見込み		教育事業	1 号	3 歳以上 教育希望	342	322	319	307	294																																																																																																												
			2 号	3 歳以上 保育が必要	教育希望 が強い	58	54	53	52	50																																																																																																											
			1 号・2 号 教育事業希望合計		400	376	372	359	344																																																																																																												
		保育事業	2 号	3 歳以上 保育が必要	709	667	663	637	613																																																																																																												
			3 号	2 歳 保育が必要	220	202	202	199	196																																																																																																												
				1歳 保育が必要	219	217	214	212	209																																																																																																												
				0 歳 保育が必要	111	110	109	109	108																																																																																																												
		教育事業	確保の内容 (認定こども園)	1 号	3 歳以上 教育希望	350	365	365	365	365																																																																																																											
2 号	3 歳以上 保育が必要			教育希望 が強い	保育事業						確保の内容 (保育所・認定こども園)	2 号	3 歳以上 保育が必要	683	725	725	725	725	3 号	2 歳 保育が必要	178	190	190	190	190	1歳 保育が必要	152	162	162	162	162	0 歳 保育が必要	108	114	114	114	114	確保の内容 (地域型保育)	3 号	2 歳 保育が必要	26	26	26	26	26	1歳 保育が必要	18	18	18	18	18	0 歳 保育が必要	12	12	12	12	12	確保の内容 (提供量合計)	2 号	3 歳以上 保育が必要	683	725	725	725	725	3 号	2 歳 保育が必要	204	216	216	216	216	1歳 保育が必要	170	180	180	180	180	0 歳 保育が必要	120	126	126	126	126	提供量合計 — 量の見込み		教育事業	1 号	3 歳以上 教育希望	▲50	▲11	▲7	6	21	2 号	3 歳以上 保育が必要	教育希望 が強い	保育事業	2 号	3 歳以上 保育が必要	▲26	58	62	88	112	3 号	2 歳 保育が必要	▲16	14	14	17	20	1歳 保育が必要	▲49	▲37	▲34	▲32
保育事業	確保の内容 (保育所・認定こども園)	2 号	3 歳以上 保育が必要	683		725	725	725	725																																																																																																												
		3 号	2 歳 保育が必要	178		190	190	190	190																																																																																																												
			1歳 保育が必要	152		162	162	162	162																																																																																																												
			0 歳 保育が必要	108		114	114	114	114																																																																																																												
	確保の内容 (地域型保育)	3 号	2 歳 保育が必要	26		26	26	26	26																																																																																																												
			1歳 保育が必要	18		18	18	18	18																																																																																																												
			0 歳 保育が必要	12		12	12	12	12																																																																																																												
	確保の内容 (提供量合計)	2 号	3 歳以上 保育が必要	683		725	725	725	725																																																																																																												
		3 号	2 歳 保育が必要	204		216	216	216	216																																																																																																												
			1歳 保育が必要	170		180	180	180	180																																																																																																												
			0 歳 保育が必要	120		126	126	126	126																																																																																																												
	提供量合計 — 量の見込み		教育事業	1 号	3 歳以上 教育希望	▲50	▲11	▲7	6	21																																																																																																											
2 号				3 歳以上 保育が必要	教育希望 が強い																																																																																																																
保育事業			2 号	3 歳以上 保育が必要	▲26	58	62	88	112																																																																																																												
			3 号	2 歳 保育が必要	▲16	14	14	17	20																																																																																																												
				1歳 保育が必要	▲49	▲37	▲34	▲32	▲29																																																																																																												
				0 歳 保育が必要	9	16	17	17	18																																																																																																												

<令和 7 年度>	
幼稚園型認定こども園暇幼稚園	1号認定定員 60 人減(3 歳児・4 歳児 各 30 人減)
<令和 8 年度>	
(仮)認定こども園 星子幼稚園	新たに幼保連携型認定こども園として 1 号認定児童の受入れに加え、2・3 号認定児童の受入れを開始 1 号認定定員 15 人増(3 歳児～5 歳児 各 5 人) 2 号認定定員 42 人増(3 歳児～5 歳児 各 14 人) 3 号認定定員 28 人増(0 歳児 6 人、1 歳児 10 人、2 歳児 12 人)

【今後の方向性】

児童数は減少していくものの、保育ニーズは引き続き高い状況にあるため、令和8年度での認定こども園の新設に向けて調整します。

保育事業については、1歳児において、当面の間量の見込みに対する不足が見られるものの、認定こども園の新設により、0歳児、2歳児及び3歳児以上は、令和8年度以降に提供量を確保できる効果が見込めます。

全体調整のなか、1歳児は、公立・民間含め、定員を超えたさらなる弾力運用を図るなど、引き続き、特定教育・保育施設との連携を図り、保育需要が著しく増加した場合は、その対応を検討していきます。

なお、事業計画の対象外である企業主導型保育事業においては、0歳児で8人、1・2歳児で22人の地域枠があります。

教育事業については、市外の園の希望者が一定数いることから、令和9年度まで量の見込み不足が出ている部分についても対応可能と考えます。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

内容

(1) 時間外保育事業(延長保育)

【今後の方向性】

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、時間外保育は全園で提供体制が整っており、引き続き、希望に対応していきます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	431 人	411 人	408 人	398 人	387 人
提供量(確保の内容)	1,177 人	1,247 人	1,247 人	1,247 人	1,247 人
実施箇所数	14 箇所	15 箇所	15 箇所	15 箇所	15 箇所
提供量－量の見込み	746 人	836 人	839 人	849 人	860 人

(2) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)

【今後の方向性】

全ての幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施しており、引き続き、希望に対応していきます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	8,712 人日	7,872 人日	7,826 人日	7,516 人日	7,223 人日
提供量(確保の内容)	27,180 人日	27,195 人日	27,195 人日	27,195 人日	27,195 人日
実施箇所数	8 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所
提供量－量の見込み	18,468 人日	19,323 人日	19,369 人日	19,679 人日	19,972 人日

(3) 保育所等における一時預かり事業

【今後の方向性】

現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,145 人日	1,092 人日	1,083 人日	1,055 人日	1,029 人日
提供量(確保の内容)	5,760 人日	5,760 人日	5,760 人日	5,760 人日	5,760 人日
実施箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
提供量－量の見込み	4,615 人日	4,668 人日	4,677 人日	4,705 人日	4,731 人日

(4) 病児・病後児保育事業

【今後の方向性】

令和6年度から、病児保育室において、Web で利用申込ができるようになり、利便性の向上が図られました。また、企業主導型保育事業においても病児・病後児保育事業が実施されています。(事業計画には特定教育・保育施設を反映しています。)

現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(就学前)		1,999 人日	1,904 人日	1,891 人日	1,843 人日	1,795 人日
提供量 (確保の内容)	【病児】	1,200 人日 (1 箇所)	1,200 人日 (1 箇所)	1,200 人日 (1 箇所)	1,200 人日 (1 箇所)	1,200 人日 (1 箇所)
	【病後児】	0 人日 (0 箇所)	0 人日 (0 箇所)	0 人日 (0 箇所)	0 人日 (0 箇所)	0 人日 (0 箇所)
	【体調不良児】	1,920 人日 (6 箇所)	1,920 人日 (6 箇所)	1,920 人日 (6 箇所)	1,920 人日 (6 箇所)	1,920 人日 (6 箇所)
提供量(合計)		3,120 人日	3,120 人日	3,120 人日	3,120 人日	3,120 人日
提供量－量の見込み		1,121 人日	1,216 人日	1,229 人日	1,277 人日	1,325 人日

(5)ファミリー・サポート・センター事業

【今後の方向性】

必要な人が利用しやすいように、制度の周知を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう援助会員の確保に努めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	537 人日	513 人日	501 人日	489 人日	478 人日
提供量（確保の内容）	537 人日	513 人日	501 人日	489 人日	478 人日
提供量－量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(6)子育て短期支援事業

【今後の方向性】

現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。必要な人が制度を利用できるように、制度の周知に努めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	59 人日	56 人日	56 人日	54 人日	53 人日
提供量（確保の内容）	59 人日	56 人日	56 人日	54 人日	53 人日
実施箇所数	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
提供量－量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※量の見込みの算出は、ショートステイを対象に算出しています。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【今後の方向性】

現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。地域子育て支援拠点（つどいの広場）に加え、公立保育所等における子育て支援の取組みについても周知を図っていきます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（月間）	1,866 人回	1,796 人回	1,783 人回	1,762 人回	1,747 人回
提供量（月間）（確保の内容）	1,866 人回	1,796 人回	1,783 人回	1,762 人回	1,747 人回
実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
提供量－量の見込み	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

(8) 放課後の居場所づくり事業（放課後児童健全育成事業）

【今後の方向性】

放課後児童健全育成事業は、令和7年4月からふれあい教室の運営業務を民間事業者に委託し、安定的な運営の維持とサービス拡充を図ります。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	678 人	677 人	650 人	628 人	601 人
提供量（確保の内容）	640 人	640 人	640 人	640 人	640 人
実施箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
提供量－量の見込み	▲38 人	▲37 人	▲10 人	12 人	39 人

(9) 妊婦健康診査

【今後の方向性】

母体と胎児の健康のために必要な妊婦健診の自己負担軽減により、受診しやすい環境づくりを行ってきました。今後とも国の動向を注視していくとともに、利用を啓発していきます。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	実人数	537 人	524 人	511 人	498 人	485 人
	延べ人数	4,724 人	4,545 人	4,366 人	4,187 人	4,008 人
	健診回数	14 回	14 回	14 回	14 回	14 回
提供量 (確保の内容)	実人数	537 人	524 人	511 人	498 人	485 人
	延べ人数	4,724 人	4,545 人	4,366 人	4,187 人	4,008 人
	健診回数	14 回	14 回	14 回	14 回	14 回
提供量－ 量の見込み	実人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	延べ人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(10) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【今後の方向性】

生後4 か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握を行うとともに、4 か月健診までに民生委員・児童委員・主任児童委員も訪問を行い、地域の子育て情報の提供を行っていきます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	318 人	316 人	314 人	312 人	310 人
提供量(確保の内容)	318 人	316 人	314 人	312 人	310 人
提供量－量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(11) 養育支援訪問事業

【今後の方向性】

養育支援が必要な家庭に対応できるよう、保健センター等と連携して支援を行います。また、必要に応じて他の事業も活用し支援を強化します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	8 件	8 件	8 件	8 件	8 件
提供量（確保の内容）	8 件	8 件	8 件	8 件	8 件
提供量－量の見込み	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(12) 利用者支援事業

【今後の方向性】

子育て総合支援センターと保健センターを中心に利用者支援事業を推進するとともに、関係機関との連携を図り、身近な場所での相談や情報提供を行います。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基本型	量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	提供量（確保の内容）	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	提供量－量の見込み	0	0	0	0	0
こども 家庭セ ンター 型	量の見込み	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	提供量（確保の内容）	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	提供量－量の見込み	0	0	0	0	0

(13) 実費徴収に係る補足給付事業

【今後の方向性】

私立幼稚園(新制度未移行園)を利用する年収360万円未満相当世帯及び第3子以降(※)は副食費を上限額まで免除としており、今後も当該家庭の負担軽減のため、事業を継続していきます。

(※)小学校3年生までの子どもから数えて第3子以降

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10件	10件	10件	10件	10件
提供量(確保の内容)	10件	10件	10件	10件	10件
提供量－量の見込み	0件	0件	0件	0件	0件

(14) 多様な事業者の参入促進事業

【今後の方向性】

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援環境の充実に努めます。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

【今後の方向性】

妊婦その他配偶者に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	745件	718件	690件	663件	636件
提供量(確保の内容)	745件	718件	690件	663件	636件
提供量－量の見込み	0件	0件	0件	0件	0件

(16)産後ケア事業

【今後の方向性】

必要な人が利用しやすいように、制度の周知を図るとともに、受け皿となる医療機関や助産院の確保に努めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	23 人日	31 人日	38 人日	48 人日	56 人日
提供量（確保の内容）	23 人日	31 人日	38 人日	48 人日	56 人日
提供量－量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(17)子育て世帯訪問支援事業

【今後の方向性】

様々な事情で家事や育児に支障のある世帯にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行います。必要な人が制度を利用できるように、制度の周知に努めつつ、必要な支援を実施します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	290 人日	282 人日	274 人日	266 人日	258 人日
提供量（確保の内容）	290 人日	282 人日	274 人日	266 人日	258 人日
提供量－量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(18)親子関係形成支援事業

【今後の方向性】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。必要な人が制度を利用できるように、制度の周知に努めつつ、必要な支援を実施します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	147 人	143 人	139 人	135 人	131 人
提供量（確保の内容）	147 人	143 人	139 人	135 人	131 人
提供量－量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

3 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込み

と提供体制の確保内容

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施されます。

【今後の方向性】

令和8年度から給付制度実施となり、生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず受入れを行います。提供体制の確保につながるよう、公立園での実施状況等を特定教育・保育施設と共有していきます。

【市全域】

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2歳児	量の見込み	3人日	3人日	3人日	3人日
	提供量(確保の内容)	1人日	1人日	1人日	1人日
	提供量－量の見込み	▲2人日	▲2人日	▲2人日	▲2人日
1歳児	量の見込み	4人日	4人日	4人日	3人日
	提供量(確保の内容)	2人日	2人日	2人日	2人日
	提供量－量の見込み	▲2人日	▲2人日	▲2人日	▲1人日
0歳児	量の見込み	2人日	2人日	2人日	2人日
	提供量(確保の内容)	1人日	1人日	1人日	1人日
	提供量－量の見込み	▲1人日	▲1人日	▲1人日	▲1人日

※量の見込み、提供量

：国が示す算出式等に基づき、必要受入時間数、提供時間数を月176時間(1日8時間×月22日)で除した数

○ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供

および当該教育・保育等の推進に関する体制の確保内容

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れの促進に努めるほか、教育・保育施設との間で情報共有を図り、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園への移行

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労等の有無やその変化等に関わらず、教育・保育を一体的に行う施設で、教育・保育のニーズに応えることができることに、多様な生活環境の子どもたちが一緒に過ごすことで、子どもたちの視野が広がることを期待できます。

本市では、平成29年度に公立の四條畷おおぞら幼稚園と忍ヶ丘保育所を統合し、幼保連携型認定こども園の忍ヶ丘おおぞらこども園に移行しました。私立の教育・保育施設においても、認定こども園への移行が進み、令和6年度では、公立・私立を合わせて8園となっています。

認定こども園の移行にあたっては、引き続き、適宜情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。

(2) 質の高い教育・保育の提供

① 乳幼児期の重要性

0歳から就学前の乳幼児期は、子ども自身の成長が最も著しく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な時期です。そのため、この時期における教育・保育がその後の生き方に大きく影響することを周りの大人は常に意識し、子どもの育ちに関わっていくことが重要です。その重要性は、教育基本法、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも明記され、保育所(園)・幼稚園・認定こども園等では、身体感覚を伴う活動の経験を通して、子どもの豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培い、小学校以降における教科の内容等について実感を伴って深く理解することにつながる「学習の芽生え」を育むことが必要です。

■ 教育基本法

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである

■幼稚園教育要領

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、「幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」(学校教育法第二十二條)を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする

■保育所保育指針

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である

■幼保連携型認定こども園教育・保育要領

乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである

②乳幼児教育・保育における子どもの資質・能力育成の考え方

学習指導要領における教育課程編成の方針を踏まえ、乳幼児教育・保育に関する3要領・指針(幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領)において、次の3つを軸に整合性が図られており、幼稚園・保育所(園)・認定こども園では、これらを前提とした教育・保育課程の編成が求められます。

①乳幼児教育・保育における「カリキュラム・マネジメント」の実施

②「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った絶え間ない指導の改善

③「幼児期に育みたい資質・能力」と「幼児期教育における見方・考え方」の明確化

③乳幼児教育・保育において育みたい資質・能力

【育みたい資質・能力の3つの柱】

①「知識・技能の基礎」

遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、子どもが自ら感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりすること

②「思考力・判断力・表現力等の基礎」

遊びや生活の中で、気付いたことやできるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること

③「学びに向かう力・人間性等」

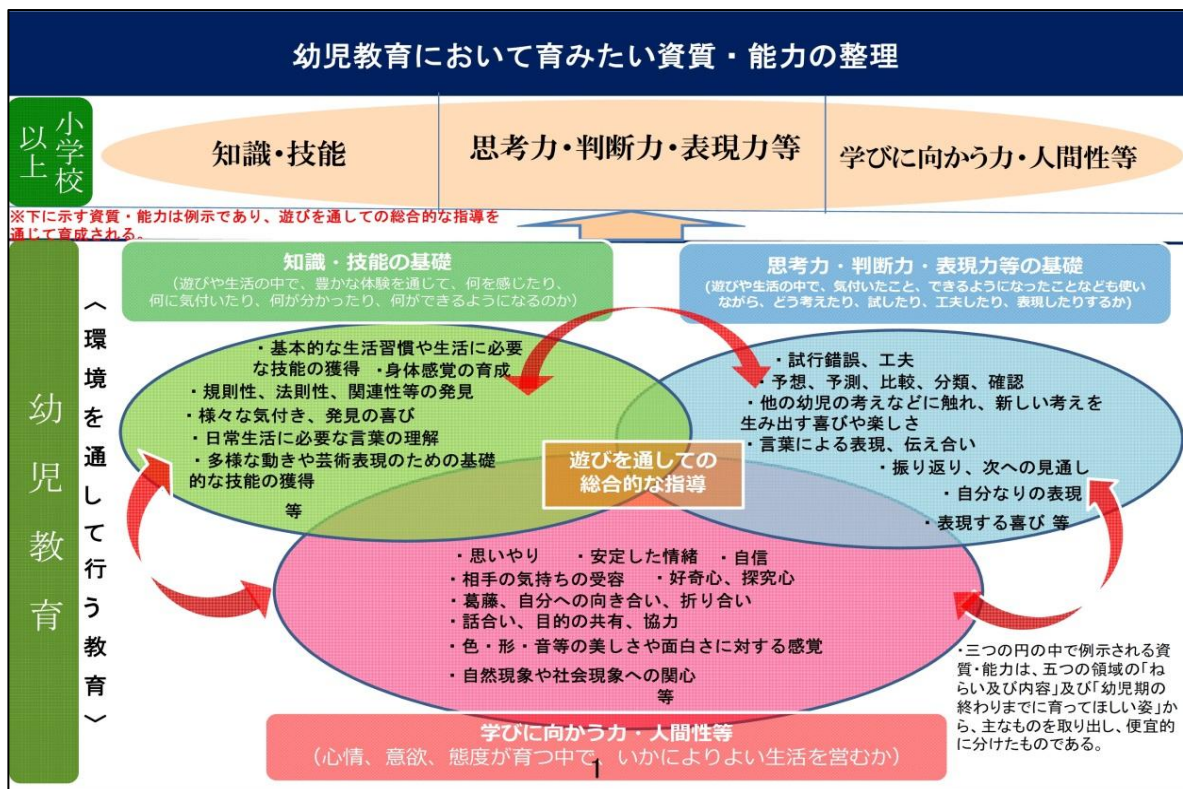
心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること

幼児の発達には、様々な側面が絡み合って相互に影響を与え合いながら遂げられていくものであり、3要領・指針で示されている5領域※は、幼児が生活を通して発達していく姿を踏まえて、発達の側面からまとめられたものです。そのため、領域ごとに教育を行うのではなく、遊びを通して総合的に行うこととされています。

幼児期における遊びを通した総合的な学びは、小学校以降のようないわゆる教科指導で育むのではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、気付いたことやできるようになったことなどを使いながら試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなど、思いや願いをきっかけとして発展していくとされています。

上記3つの資質・能力の柱は、個別に取り出して身につけさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育んでいくことが重要です。

※5領域：3要領・指針で示されており、心身の健康に関する領域「健康」、人とかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現に関する領域「表現」からなる。

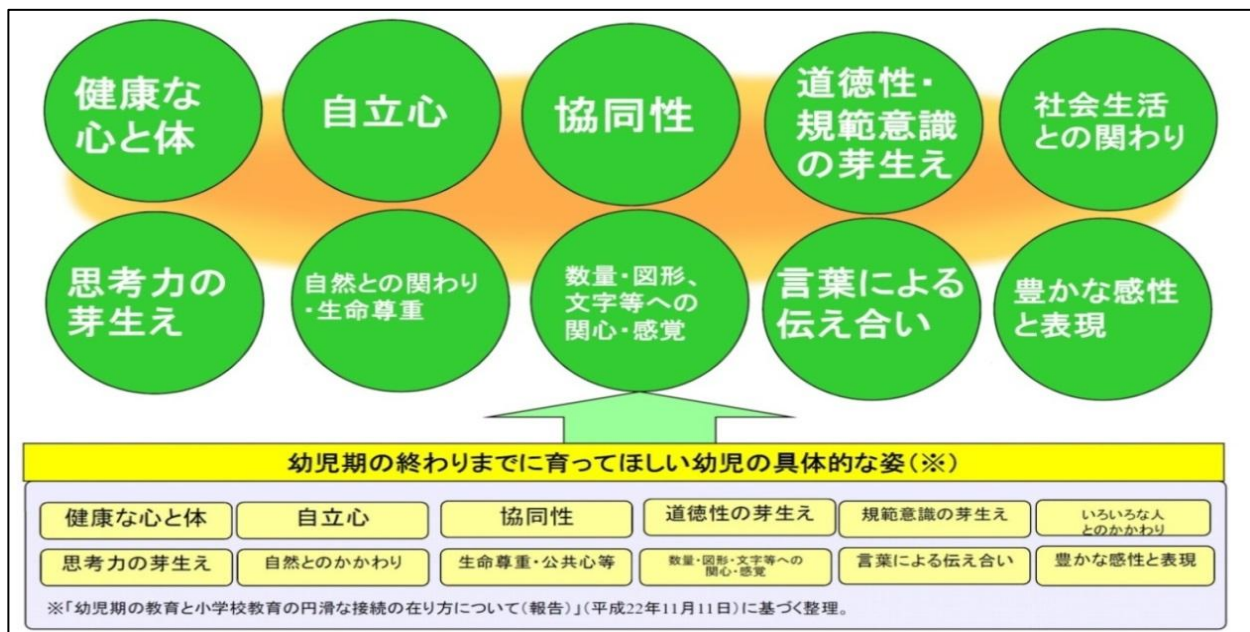


資料：文部科学省中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」（平成 28 年 12 月）

④ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

育みたい資質・能力の3つの柱を踏まえた、10の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、小学校との接続期の連携の手掛かりとされています。

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿のイメージ図】



資料：文部科学省教育課程部会幼児教育部会資料（平成 28 年3月）

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、子どもに資質・能力が育まれていく過程で見られる生活の姿を総合的に示したものであり、同時に、資質・能力を育む先生や大人が、教育上の思いや願いを照らし合わせながら、一人ひとりの子どもの様子を見定めていくことを通じて、子どもの学びや生活の質を捉え、資質・能力がどのように育ってきているかを見出し、子どもの実態に沿って、主体的・対話的で深い学びの充実を図れるようにするために必要な手掛かりとして活かすことができるものとされています。

幼児教育は環境を通して行うものであり、特に幼児の自発的な活動としての遊びを通して、これらの姿が育っていくことに留意する必要がある、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のそれぞれの項目を個別に取り出して指導するものではないとされています。

また、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児においても、これらの姿を念頭に置きながら、それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねを、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につなげていくことに留意する必要があります。

教育・保育施設と小学校が5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を共有化することにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待されます。

⑤学校の段階間の円滑な接続に向けた取組みの考え方

乳幼児教育・保育と小学校教育では、子どもの発達の段階により、教育内容や指導方法などに様々な違いがありますが、子どもの発達や学びは幼児期から小学校、中学校と連続しています。

学びの連続性を確保するためには、5歳児は0歳からの豊かな体験の積み重ねに支えられ、小学校1年生はそれ以降の学びや生活へと発展していくという視点が大切です。特に、小学校1年生は、自分の好きなことや得意なことが分かってくる時期であり、小学校6年間の学びや生活の基盤をつくる重要な時期ともいわれています。このため、5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期であり、「架け橋期」と呼ばれます。

この時期の教育については、幼稚園・保育所(園)・認定こども園と小学校という多様な施設がそれぞれの役割を担っています。子どもの成長を切れめなく支える観点からは、保幼小の円滑な接続をより一層意識し、乳児や幼児それぞれの特性など発達の段階を踏まえ、一人ひとりの多様性や0～15歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育の内容や方法を工夫することが重要です。

小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子どもたちの資質・能力を伸ばしていく時期です。子どもの発達の特長や学びには個人差があり、子ども一人ひとりの就学前の状況を踏まえた適切な指導が求められます。そのため、幼稚園・保育所(園)・認定こども園と小学校との連携を十分図り、教育・保育内容や指導方法等の相互理解のほか、指導要領をはじめ各施設が作成している資料等を活用して子どもの発達や学びの状況に関する情報を共有した上で、各段階でのカリキュラムづくりに取り組むことが重要です。

小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、総合的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫※も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子どもたちの成長を各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められるとされています。

その際、スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につないでいくという視点も重要とされています。

※「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(平成22年11月)においては、スタートカリキュラム編成上の主な留意点として、「・幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること ・個々の児童に対応した取組であること ・学校全体での取組とすること ・保護者への適切な説明を行うこと ・授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫すること」を挙げている。

(ア) 接続期カリキュラム<アプローチカリキュラム>の作成

「アプローチカリキュラム」は、幼稚園・保育所(園)、認定こども園での子どもたちの育ちや学びを、小学校につなぐために作成するカリキュラムです。

アプローチカリキュラムを作成したり見直したりする際、幼児期の生活や経験が小学校でどのような生活や学びにつながっているのかを見通すための資料として活用します。

アプローチカリキュラムは、小学校教育に適応するための準備ではなく、幼児期の終わりまでに育ってほしいことを具体的に明らかにしてカリキュラム(教育課程、指導計画)に位置付け、幼児期の多様な体験・学びの芽生えを土台にして、小学1年生の学習内容を成り立たせるものです。

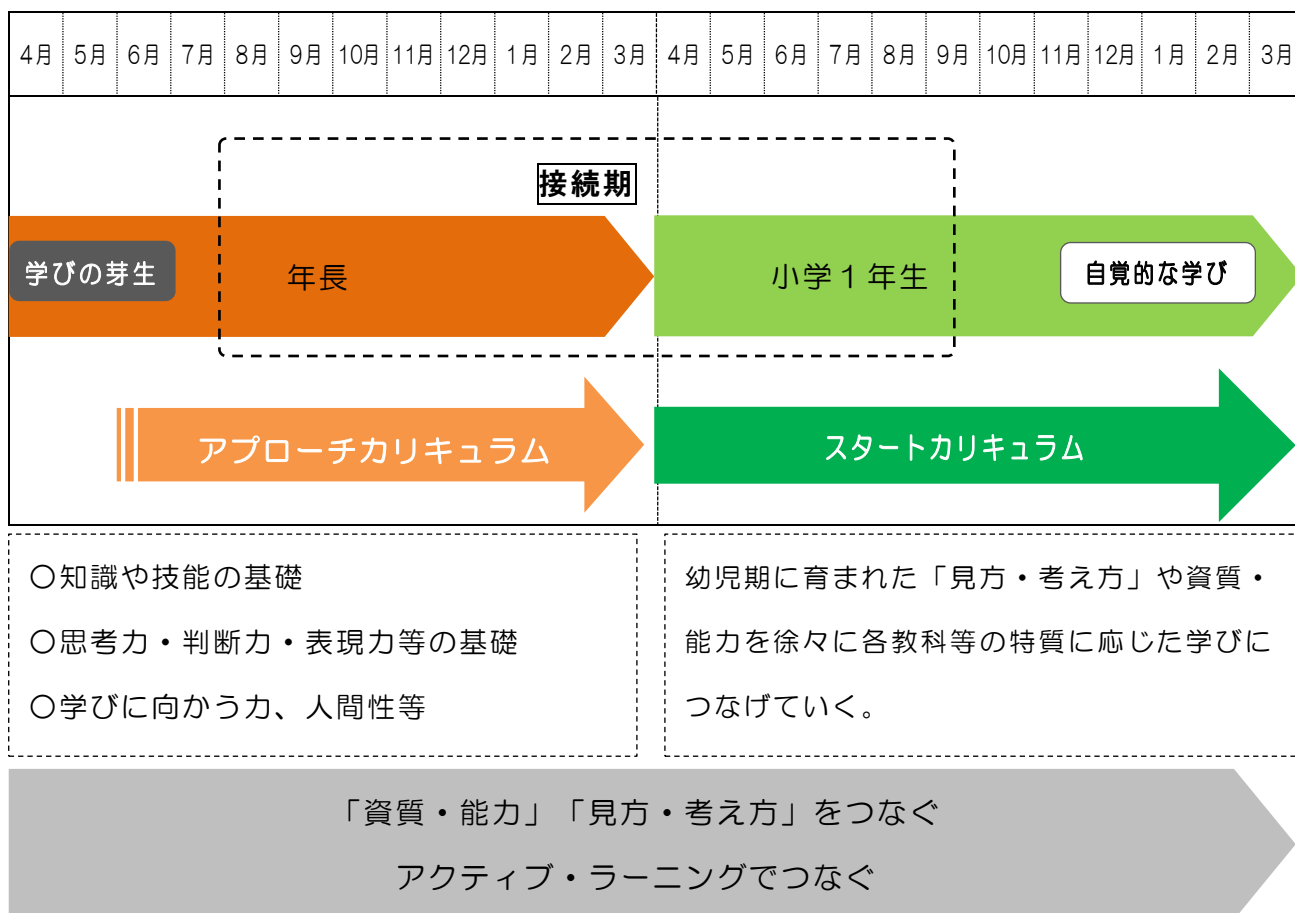
(イ) 接続期カリキュラム<スタートカリキュラム>の作成

「スタートカリキュラム」は、小学校に入学した子どもたちがスムーズに小学校の生活や学びに適応できるように作成する1年生入学当初のカリキュラムです。

アプローチカリキュラムは、スタートカリキュラムを作成したり見直したりする際、幼児期のどのような経験が小学校の生活や学びの土台となっているかを確かめるために、また具体的な指導計画を立てるための資料として活用します。

小学校へ入学した子どもが幼稚園・保育所(園)・認定こども園などでの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムになります。

【接続期カリキュラム(アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム)のイメージ図】



⑥乳幼児教育・保育内容の充実

(ア)「全体的な計画」の充実

○「カリキュラム・マネジメント」の推進

「全体的な計画」の作成状況や実施状況を把握、評価しながら、その充実・改善を図るため、「カリキュラム・マネジメント」を行い、教育課程の充実を図ります。

○子どもの興味関心を起点とした保育・教育の推進

幼児教育において育みたい資質・能力、自主性・主体性、コミュニケーション力、自己肯定感・自尊感情を育むために、保育者が子どもの関心や好奇心を見つけ、子どもとともに考え、話し合い、様々な活動に発展させる「プロジェクト型保育」をはじめ、発達に即して主体的で対話的な深い学びに向かう保育等を推進します。

○四條 暇学園短期大学との連携

平成30年に、乳幼児教育・保育分野で連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とした「四條 暇市と四條 暇学園短期大学との連携に関する協定」を締結しました。公立保育所及び認定こども園での、プロジェクト型保育、運動遊び、発達心理、音楽リトミック、造形指導等の保育研究において四條暇学園短期大学の教員から助言・指導を受けたり、四條暇学園短期大学の授業に公立施設の保育職員が保育者の心構えの講義を行ったりするなど、教育・保育の質の向上や保育人材の育成に取り組んでいます。

(イ) 障がい児等の保育の充実

○「個別の支援計画」の作成

就学前施設と保健センター、児童発達支援センター、子育て総合支援センター等の専門機関との円滑な連携のもと、保護者とともに支援の必要な子どもの「個別の支援計画」を作成し、子どもへの支援の充実を図ります。

また、就学の際には、子どもがスムーズに小学校生活に移行できるように、本計画を活用し情報共有を図ります。

○保育士・教員等の専門性を高める研修の充実

支援が必要な子どもへの支援方法や保育のあり方について学ぶなど、専門性を高める研修の充実を図ります。

(ウ) 情報共有・情報発信の体制整備

○教育・保育内容の可視化の推進

保育者の自らの保育技術や保育内容の質の向上のほか、次の環境構成や教育課程を見直す「カリキュラム・マネジメント」につなげるために、「ドキュメンテーション記録※」の導入等、

各園における教育・保育内容の記録方法の改善や工夫とともに、自己の振り返りと保護者等に
向けた情報の発信・共有を推進します。

※ドキュメンテーション記録：単に子どもの発達の記録ではなく、保育の実践を記録するものであり、子どもが夢中になって
いる瞬間等に子どもが何かやった・作った、ということだけではなく、その過程を記録し掲示していくことをいう。

○教育・保育内容の情報発信、情報共有

教育・保育の内容を可視化したドキュメンテーション記録等による記録の充実を図り、園の
教育課程等を広く、保護者、地域に発信し、園での取組みについての理解を得るための取組み
を推進します。

また、園での子どもの様子を保護者と情報共有するだけでなく、子どもや保育者同士でも
共有することで、次の保育へとつなげていくよう支援します。

(エ) 研修内容の充実

○就学前施設の保育者による合同研修の充実

公立、民間の就学前施設の保育職員や学校関係者等を対象に、合同で保育研修を行う「公
民保幼こステップアップ研修」を通じ、保育職員としての資質や専門性の向上を図ります。

研修の実施にあたっては、各園から企画委員を選出し、企画委員を中心に研修内容を検討
し、保育現場のニーズや課題に応じた研修を実施しています。

また、保育の実務経験年数や職階に応じたフォローアップ研修や現任者研修プログラムな
ど、体系的・計画的な研修のしくみづくりを検討します。

○幼児教育アドバイザーの活用

幼児教育アドバイザーを活用し、幼児教育をめぐる状況の変化を踏まえ、園所における研
修内容を深めるとともに、保育職員の育成に努めます。

○公開保育の実施

平成28年度から公立園において、普段の保育内容に対し学識経験者による現場指導を受け
る取組みを行っています。今後もこの取組みを推進するとともに、この取組みへの参加、普及
を民間園等にも広く呼びかけていきます。

○保幼ほようこ小しょう中ちゅう連携担当職員研修けんしゅうの開催かいさい

0歳さいから中学生ちゅうがくせいまでの子どもこの発達はったつや学びまなの連続性れんぞくせいを見据え、就学前施設しゅうがくまえしせつと小学校しょうがっこう、中学校ちゅうがっこうの交流連携こうりゅうれんけいの窓口まどぐちとなる教職員等きょうしよくいんとうが、保育ほいくや教育内容きょういくないようについて相互理解そうごりかいを深め、保幼こ小ほようしょう中のスムーズな接続せつぞくに向けた取組みとりくみを推進すいしんします。

○保育施設等ほいくしせつとうにおける働き方改革はたらかたかくけんしゅう研修けんしゅうの開催かいさい

保育職員ほいくしよくいんの働き方はたらかたを見直し、保育職員ほいくしよくいんの負担軽減ふたんけいげんと教育・保育内容きょういくほいくないようの充実じゅうじつにつなげるため、研修けんしゅうを行います。

○同僚性どうりょうせいの形成けいせい

各園かくえんで、保育者同士ほいくしゃどうしがお互いに認め合い、高めあえる同僚性どうりょうせいの形成けいせいを図るために、対話的たいわてきな園内研修等えんないけんしゅうとうを推進すいしんし、そのための合同研修ごうどうけんしゅうのしくみづくりを検討けんとうします。

(3)開かれた乳幼児教育・保育にゅうようじきょういくほいくすいしんの推進すいしん

①世代間せだいかん・異年齢児いねんれいじとの交流こうりゅうの充実じゅうじつ

○多世代間交流たせだいかんこうりゅうの充実じゅうじつ

就学前施設しゅうがくまえしせつで実施じっししている世代間交流せだいかんこうりゅうや異年齢児交流いねんれいじこうりゅうの充実じゅうじつに努めます。

また、就学前施設しゅうがくまえしせつと小学校しょうがっこう、中学校ちゅうがっこうとの交流事業こうりゅうじぎょうについては、各施設かくしせつの行事ぎょうじを活用かつようした交流こうりゅうや日常にちじょうの交流こうりゅうの充実じゅうじつに向けた支援むくに取り組しえんみます。

②体験たいけんの機会きかいの確保かくほ・充実じゅうじつ

○職場体験しよくばたいけんの機会きかいの充実じゅうじつ

次世代育成じせだいいくせいの視点してんから、中学生ちゅうがくせい及び高校生こうこうせいが就学前施設しゅうがくまえしせつで職場体験しよくばたいけんを実施じっしする機会きかいを確保かくし、充実じゅうじつを図ります。

③地域ちいきの子育て支援こそだしえんの推進すいしん

○就学前施設しゅうがくまえしせつに通園つうえんしない親子おやこの支援しえん

就学前施設しゅうがくまえしせつの園庭・園舎えんてい えんしゃを開放かいほうし、子育て相談こそだ そうだんや未就園児みしゅうえんじの親子教室等おやこきょうしつとうの事業じぎょうを推進すいしんするとともに、保護者ほごしゃや子どもこの交流こうりゅうの充実じゅうじつを図ります。

(4) 就学前施設と小中学校との連携の推進

① 就学前施設の相互連携の推進

○就学前施設と関係機関・組織の連携

就学前施設間の連携のほか、これらの施設と行政機関との連携の推進を図ります。

○合同行事や合同活動の実施促進

就学前施設間の相互理解を深めるため、合同行事や合同活動の実施、促進を図ります。

② 就学前施設と小学校、中学校との連携の推進

○保幼小連絡会の実施

小学校入学前と後に、新1年生の引継ぎのため、小学校と就学前施設の担任等が、子どもの様子等についての情報共有を図ります。

○就学前施設と小学校、中学校職員の体験交流の実施

就学前施設と小学校、中学校の教職員が、学校園所の様子等を相互理解するため、保育体験や授業の見学などを実施します。

○就学前施設と小学校、中学校の子ども同士の交流

小学校への入学を控えた5歳児と小学生の交流など、子ども同士の交流について双方のねらいが達成されるように取組みを推進します。

小学校の行事への参加や就学前施設の訪問など、園児と児童の交流を積極的に行い、園児・児童の豊かな社会性を育むとともに、小学校への円滑な移行、接続を図っていきます。

○交流連携窓口の設置

0歳から中学生までの子どもの発達や学びの連続性を見据え、就学前施設と小中学校の教職員等が、保育や教育内容について相互理解を深め、スムーズな接続に向けた取組みを推進するため、就学前施設、小中学校に交流連携の窓口となる担当職員を配置し、交流連携を推進します。

○子どもの自己肯定感を高める系統的な支援の充実

子どもの自己肯定感を高める系統的な支援の充実に努めます。特に支援が必要な子どもの就学や進学にあたっては、保護者と就学前施設がともに作成する、子どもの得意なところ、保護者の願い、学校園所での支援情報などを記載した「暇のこども つながりシート」を活用して、丁寧な引き継ぎを行います。小学校入学以降は「つながりシート」をもとに、子どもの良さをさらに伸ばすための具体的な手だてや支援方法を、学校と保護者がともに考え、作成する「さぼーとシート」を引き継いでいきます。

③ 子育て関連機関との連携の推進

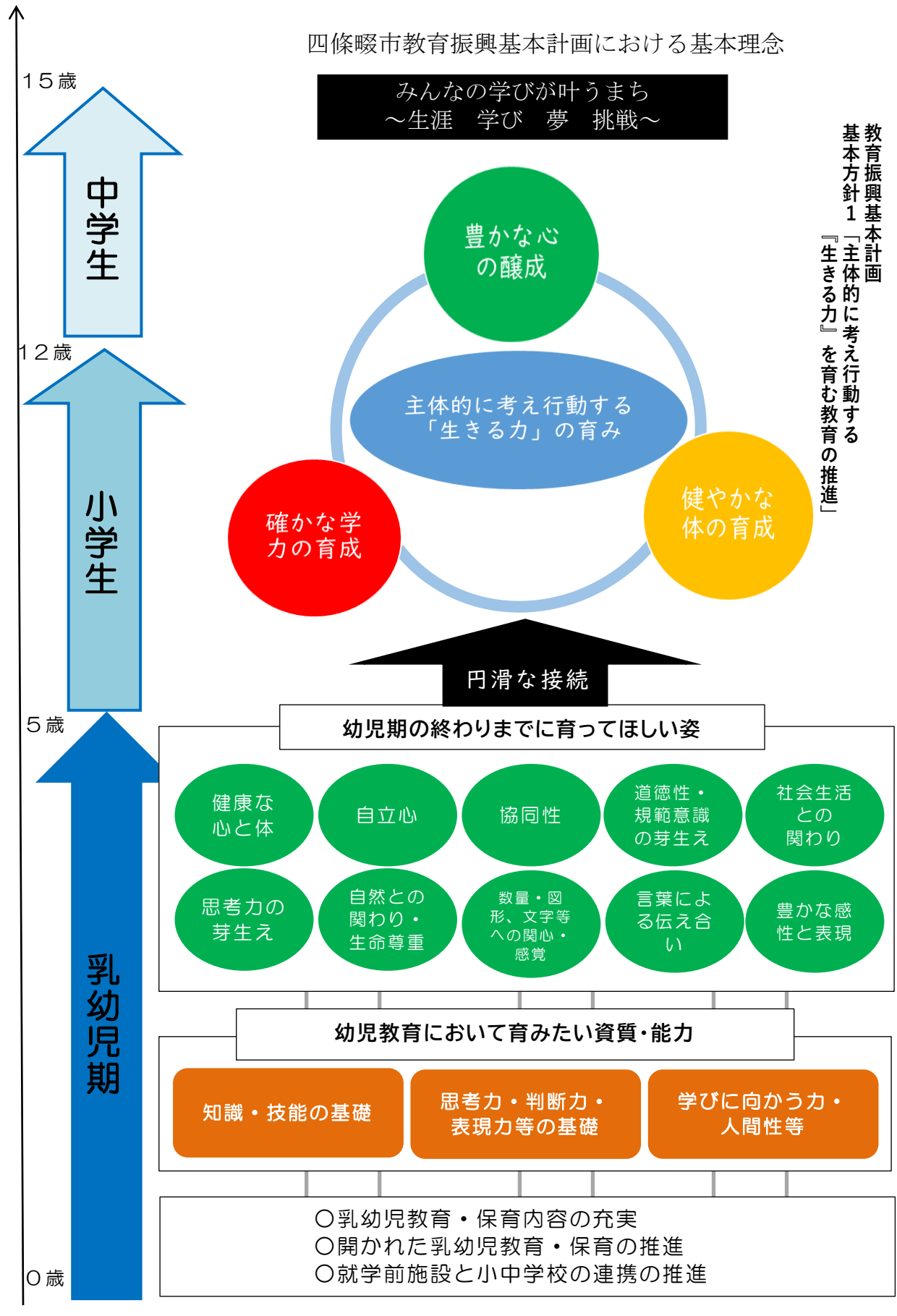
○子育て関連機関との情報共有・連携

子どもの発達に不安がある保護者からの育児相談や育児に関する情報提供を行うとともに、就学前施設での保育に支援が必要な子どもについては、保健センター、児童発達支援センター、子育て総合支援センター等と連携しながら、各施設間で情報連携を行い、幼児期から義務教育終了まで安心して生活が送れるよう、子どもの成長に対する見守りを推進します。

四條畷市教育振興基本計画における基本理念

みんなの学びが叶うまち
～生涯 学び 夢 挑戦～

教育振興基本計画
基本方針1「主体的に考え行動する
『生きる力』を育む教育の推進」



5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の入園料及び利用料、認定こども園等の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付を行うことが重要です。

本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請について、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、新制度未移行幼稚園の入園料及び利用料については、給付額の上限まで本市から各利用施設に給付を行う法定代理受領としています。認定こども園等の預かり保育利用料については、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いを年4回の償還払いとすることを基本としています。また、認可外保育施設等の利用料については、保護者からの申請により、年4回の償還払いとすることを基本としています。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ大阪府による立入調査等に同行するなど、大阪府との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。